

戸籍にフリガナが記載されます！

回覧

戸籍法の改正により、戸籍の氏名にフリガナが記載されることになりました。

戸籍のフリガナは、今後、公証の対象となり、本人確認情報等として利用されます。

ご自身とご家族のフリガナを確認し、訂正がある場合は、令和8年5月25日までに届出が必要です。

戸籍に記録される振り仮名の通知書

真室川町が本籍の方に、令和7年8月～10月頃にお送りしています。

ご自身とご家族の「氏」と「名」のフリガナをご確認ください。

戸籍に記録される振り仮名の通知書

山形県最上郡真室川町

999-0000
山形県最上郡真室川町 大字○○○の通知書
真室 太郎 様

戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されます。この通知書に記載された振り仮名を確認し、必要に応じて訂正をお願いします。

※令和7年5月26日以降、戸籍の異動がなかった方には、この通知書を送付しています。

氏名	フリガナ
山形県最上郡真室川町 大字○○○の通知書	マムロカワ
真室 太郎	マムロカワ

※令和7年5月26日以降、戸籍の異動がなかった方には、この通知書を送付しています。

「戸籍に記録される振り仮名の通知書」(はがきタイプ)

※令和7年5月26日以降、戸籍の異動がなかった方には、この通知書を送付しています。

婚姻・離婚・転籍等で異動があった方には、封筒を送付しています。

※紛失等により再発行を希望する方は、裏面下部の問合せ先(町民課)へご連絡ください。

フリガナの確認のポイント

預金通帳や資格確認書などで普段使用している氏名のフリガナと異なる場合は、届出が必要です。

※大文字・小文字の相違(「ツ」と「ッ」、「ヨ」と「ョ」等)も、届出が必要です。

【訂正が必要な例】

現在使用しているパスポートや、年金の受給に使用している預金通帳のフリガナは「マムロガワ チョウコ」だが、今回届いた通知書のフリガナは「マムロカワ チョウコ」だった。(「ガ」と「カ」、「ヨ」と「ョ」が異なる。)

→「マムロガワ チョウコ」に訂正する必要があります。

フリガナに訂正がない人

届出の必要はありません。

令和8年5月以降

お知らせしたフリガナが、自動的に戸籍に反映されます。

フリガナに訂正がある人

令和8年5月25日までに、正しいフリガナの届出が必要です。(届出次第、戸籍にフリガナが反映されます。)

届出の方法は裏面へ

フリガナ訂正の届出は 令和8年5月25日まで

●フリガナの届出の方法

方法1

役場窓口で届出

【持ち物】
「戸籍に記録される
振り仮名の通知書」

方法2

役場に郵送で届出

【郵送物】
「氏の振り仮名の届書」や
「名の振り仮名の届書」

町 HP 参照→



方法3

マイナポータルで届出

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを利用してオンラインで届出できます。

法務省 HP 参照→



●届出人となれる方

○氏の振り仮名の届出…戸籍の筆頭者

※筆頭者が除籍されている場合は、その配偶者。配偶者も除籍されている場合は、その子。

○名の振り仮名の届出…戸籍に記載されている本人

※15歳未満の方は、親権者等の法定代理人

▼注意事項

・訂正するフリガナが、一般的な読み方ではない場合

届出の際に、その読み方が使われていることを示す資料（預金通帳、資格確認書、パスポートなど）が必要となる場合があります。この場合、マイナポータルでは手続きができません。

・年金等への影響

年金や金融機関等に登録済みのフリガナと異なる届出をした場合、年金や金融機関等で氏名変更の手続きが生じることがあります。

・詐欺にご注意ください！

フリガナの届出にあたって、金銭を支払うよう要求することはありません。

・本籍地が真室川町外にある方

本籍地が真室川町外にある方には、「戸籍に記録される振り仮名の通知書」は本籍地の自治体から送付されています。町外の自治体への届出については、各自治体へお問い合わせください。

【届出・問合せ先】町民課住民係 ☎0233-62-2054

その他、詳細については
町民課窓口へ